

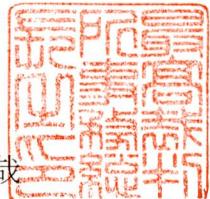
最高裁秘書第2073号

令和4年7月4日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

最高裁判所事務総長 堀 田 真 哉



司法行政文書開示通知書

5月31日付け（6月3日受付、第040192号）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

- (1) 「行政文書不開示処分取消請求事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (2) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（「原判決及び争点」欄が、「最高裁における争点は、上告人の国家賠償責任の有無である。」で終わるもの）
(片面で1枚)
- (3) 「不正競争防止法違反帮助被告事件について」と題する書面（片面で1枚）
- (4) 「在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求事件について」と題する書面
(片面で1枚)
- (5) 「損害賠償請求事件について」と題する書面（「原判決及び争点」欄が、「最高裁における争点は、被上告人の国家賠償責任の有無である。」で終わるもの）
(片面で1枚)
- (6) 「原状回復等請求事件について」と題する書面（「事案の概要」欄が、「本件は」で始まるもの）
(片面で1枚)
- (7) 「原状回復等請求事件について」と題する書面（「事案の概要」欄が、「被

上告人ら（第1審原告ら）は」で始まるもの）（片面で1枚）

(8) 「業務上横領被告事件について」と題する書面（両面で1枚）

2 開示の実施方法

写しの送付

担当課 秘書課（文書室）電話03（4233）5240（直通）

行政文書不開示処分取消請求事件について

事案の概要

本件は、被上告人・附帯上告人（第1審原告）が、消費者庁長官に対し、情報公開法に基づき、和牛預託商法を行っていた株式会社（本件会社）に関する行政文書について開示請求をしたところ、消費者庁長官から、情報公開法5条6号イ等所定の不開示情報が記録されているとしてその一部を不開示とする旨の各決定（本件各決定）を受けたことから、上告人・附帯被上告人（第1審被告）を相手に、それらの取消しを求める事案である。

【情報公開法5条】

行政機関の長は、開示請求があったときは、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報…のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該行政文書を開示しなければならない。

6号 国の機関…が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの
イ 監査、検査…に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

【本件各決定の不開示部分（最高裁で不開示情報該当性が争われている部分）】

[文書A～J]

農林水産省や消費者庁の職員が預託法違反や景表法違反に関する調査の過程で作成、入手した文書（A～J）のうち一部分

[文書K, L]

消費者庁の担当課や同課課長が本件会社に対して預託法上とり得る措置を検討するために作成した文書（K, L）の各本文

(注)情報公開法：行政機関の保有する情報の公開に関する法律

預託法：特定商品等の預託等取引契約に関する法律

景表法：不当景品類及び不当表示防止法

原判決及び争点

- ◇ 原判決（東京高裁）は、次のとおり判断するなどして、原告の請求の一部を認容し、その余を棄却した。
 - ① 預託法違反及び景表法違反に関する調査の内容や報告などの客観的な事実に関する情報は、情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当しないとした上で、文書A～Jの不開示部分には、上記各調査の結果が記載されているから、上記不開示情報に該当せず、本件各決定のうち上記部分に関する部分には、違法があるとして、その取消請求を認容した。
 - ② 文書K, Lの各本文の全体が情報公開法5条6号イ所定の不開示情報に該当するとして、本件各決定のうち上記部分に関する部分の取消請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点：情報公開法5条6号イ所定の不開示情報該当性

損害賠償請求事件について

事案の概要

被上告人ら（第1審原告ら）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）福島第一原子力発電所（本件発電所）の事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染されたと主張する者又はその承継人である。

本件は、被上告人らが、上告人（第1審被告・国）に対し、経済産業大臣が津波による本件発電所の事故を防ぐために規制権限を行使しなかったことは違法であり、これにより損害を被ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、経済産業大臣が、規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法であり、被上告人らはこの規制権限の不行使により損害を被ったと認められるなどと判断して、上告人の国家賠償責任を認め、被上告人らの損害賠償請求を一部認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上告人の国家賠償責任の有無である。

不正競争防止法違反幇助被告事件について

事案の概要

◇ 本件は、タイ王国において火力発電所建設工事を遂行していた株式会社の取締役常務執行役員であった被告人が、他の執行役員等と共に上記工事に関し、権限を持つ外国公務員に対し、下請業者の従業員を介し、現金を供与したとして起訴された事案である。

1審判決及び原判決について

◇ 1審で、被告人は、上記現金の供与を了承したことではないなどとして事實関係を争った。1審判決は、上記のとおり認定して共謀共同正犯の成立を認め、被告人を懲役1年6月・3年間執行猶予に処した（求刑懲役1年6月）。これに対し、被告人が控訴を申し立てた。

◇ 原判決は、被告人に共謀共同正犯の成立は認められないが、上記現金の供与を止めなかった点において不作為の幇助犯が成立するとして、1審判決を破棄し、被告人を罰金250万円に処した。これに対し、検察官と被告人がそれぞれ上告を申し立てた。

在外日本人国民審査権確認等、国家賠償請求事件について

事案の概要

第1審原告らは、平成29年10月22日当時に在外国民であったため、同日に施行された最高裁判所の裁判官の任命に関する国民の審査（国民審査）で審査権を行使することができなかった。

本件は、在外国民に国民審査に係る審査権の行使が認められていないことの適否等が争われている事案である。

現在も在外国民である第1審原告の1人は、第1審被告（国）を相手に、主位的に、次回の国民審査において審査権を行使することができる地位にあることの確認を求め（本件地位確認の訴え）、予備的に、第1審被告が自らに対して国外に住所を有することをもって次回の国民審査において審査権の行使をさせないことが憲法15条1項、79条2項、3項等に違反して違法であることの確認を求めている（本件違法確認の訴え）。

また、第1審原告らは、第1審被告に対し、国会において在外国民に審査権の行使を認める制度を創設する立法措置がとられなかつたこと（本件立法不作為）により、平成29年に施行された上記の国民審査で審査権を行使することができず精神的苦痛を被つたとして、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求めている。

原判決及び争点

◇ 原判決（東京高裁）は、(1)最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことは、憲法15条1項、79条2項、3項に違反する旨の判断をした上で、(2)本件地位確認の訴えに係る法的地位は確認を求める対象として有効適切ではないから、本件地位確認の訴えは不適法であるとして、これを却下すべきものとし、(3)本件違法確認の訴えは、公法上の当事者訴訟のうち公法上の法律関係に関する確認の訴えとして適法であるとして、本件違法確認の訴えに係る請求を認容し、(4)本件立法不作為は平成29年10月22日に施行された国民審査の当時において国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるものではないとして、損害賠償請求を全部棄却すべきものとした。

◇ 本件の主な争点は、(1)最高裁判所裁判官国民審査法が在外国民に審査権の行使を全く認めていないことの憲法適合性、(2)本件地位確認の訴えの適法性、(3)本件違法確認の訴えの適法性、(4)本件立法不作為が国家賠償法1条1項の適用上違法の評価を受けるか否かである。

損害賠償請求事件について

事案の概要

上告人ら（第1審原告ら）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）福島第一原子力発電所（本件発電所）の事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染されたと主張する者又はその承継人である。

本件は、上告人らが、被上告人（第1審被告・国）に対し、経済産業大臣が津波による本件発電所の事故を防ぐために規制権限を行使しなかったことは違法であり、これにより損害を被ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、経済産業大臣が、規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法であるとはいえず、被上告人は国家賠償責任を負わないと判断して、上告人らの損害賠償請求を棄却した。
- ◇ 最高裁における争点は、被上告人の国家賠償責任の有無である。

原状回復等請求事件について

事案の概要

本件は、被上告人ら（第1審原告）が、上告人（第1審被告）に対し、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う上告人の福島第一原子力発電所の事故（本件事故）により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染されたなどと主張して、原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

なお、被上告人らは、本件訴えを福島地方裁判所に提起するより前に、上告人に対して本件事故による損害賠償を求める訴えを新潟地方裁判所に提起している。

原判決の判断等

- ◇ 原判決は、重複する複数の訴えを提起することは民訴法により禁止されているが、本件訴えは適法であるとした上で、本件事故によって被上告人らの法益（法律上保護される利益）が侵害されて損害が生じたと判断し、被上告人らの損害賠償請求を一部認容した。
- ◇ 上告人は、本件事故による被上告人らの法益侵害の有無、損害の有無及びその金額等について争っている。

原状回復等請求事件について

事案の概要

被上告人ら（第1審原告ら）は、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う東京電力ホールディングス株式会社（東京電力）福島第一原子力発電所（本件発電所）の事故により放出された放射性物質によってその当時の居住地が汚染されたと主張する者又はその承継人である。

本件は、被上告人らが、上告人（第1審被告・国）に対し、経済産業大臣が津波による本件発電所の事故を防ぐために規制権限を行使しなかったことは違法であり、これにより損害を被ったなどと主張して、国家賠償法1条1項に基づく損害賠償等を求める事案である。

原判決及び争点

- ◇ 原判決は、経済産業大臣が、規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けなかったことは、国家賠償法1条1項の適用上違法であり、被上告人らはこの規制権限の不行使により損害を被ったと認められるなどと判断して、上告人の国家賠償責任を認め、被上告人らの損害賠償請求の全部又は一部を認容した。
- ◇ 最高裁における争点は、上告人の国家賠償責任の有無である。

業務上横領被告事件について

事案の概要

- ◇ 本件は、会社の代表取締役であった被告人が、同社を退職した後の平成24年7月5日、同社の経理業務を統括していた共犯者と共に謀の上、共犯者において業務上預かり保管中の同社の預金約2415万円を横領したとされる事案である。(令和元年5月22日起訴)

1審判決、原判決及び争点

- ◇ 1審で、被告人は、事実関係を争ったほか、公訴時効の成立を主張した。1審判決は、被告人には、業務上横領罪（刑法253条）の共同正犯が成立するが、被告人は、本件当時、会社の預金の業務上占有者という身分を有していなかったから、横領罪（刑法252条1項）の刑を科することになるとされた。そして、この場合、公訴時効期間は、横領罪の法定刑（5年以下の懲役）を基準とした5年となるから（刑訴法250条2項5号）、起訴の時点で公訴時効が完成していたとして、免訴（刑訴法337条4号）の言渡しをした。検察官控訴。原判決は、成立犯罪と科刑について1審判決と同じ見解を採った上で、公訴時効期間は、成立する犯罪である業務上横領罪の法定刑（10年以下の懲役）を基準とした7年となるから（刑訴法250条2項4号）、公訴時効は完成していないとして、1審判決を破棄して業務上横領罪の成立を認め、被告人を懲役2年に処した。被告人上告。
- ◇ 最高裁における争点は、被告人に対する公訴時効の成否（他人の物の非占有者が業務上占有者と共に横領した場合、非占有者に対する公訴時効の期間の基準となるのは、業務上横領罪の法定刑か、横領罪の法定刑か）である。

※ 名古屋高裁昭和45年7月29日判決（名古屋高等裁判所刑事判決速報487号）は、本件と同様の事案において、非占有者に対する公訴時効の期間は、横領罪の法定刑を基準とした5年であるとした。

【関係条文・・・別紙】

【関係条文】

刑法

(身分犯の共犯)

第65条 犯人の身分によって構成すべき犯罪行為に加功したときは、身分のない者であっても、共犯とする。

② 身分によって特に刑の輕重があるときは、身分のない者には通常の刑を科する。

(横領)

第252条 自己の占有する他人の物を横領した者は、5年以下の懲役に処する。

② 自己の物であっても、公務所から保管を命ぜられた場合において、これを横領した者も、前項と同様とする。

(業務上横領)

第253条 業務上自己の占有する他人の物を横領した者は、10年以下の懲役に処する。

刑事訴訟法

(公訴時効)

第250条 (1項略)

② 時効は、人を死亡させた罪であつて禁錮以上の刑に当たるもの以外の罪については、次に掲げる期間を経過することによって完成する。

- 一 死刑に当たる罪については25年
- 二 無期の懲役又は禁錮に当たる罪については15年
- 三 長期15年以上の懲役又は禁錮に当たる罪については10年
- 四 長期15年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については7年
- 五 長期10年未満の懲役又は禁錮に当たる罪については5年
- 六 長期5年未満の懲役若しくは禁錮又は罰金に当たる罪については3年
- 七 拘留又は科料に当たる罪については1年

(免訴の判決)

第337条 左の場合には、判決で免訴の言渡をしなければならない。

- 一 確定判決を経たとき。
- 二 犯罪後の法令により刑が廃止されたとき。
- 三 大赦があつたとき。
- 四 時効が完成したとき。